

更新日	サービス種別	質問票	回答	参考
令和6年 5月1日	第1号訪問事業	<p>介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスについて</p> <p>令和6年4月より訪問型サービスの現行相当内容に、標準的な内容の指定相当訪問型サービス、生活援助が中心である場合が新設されたが、</p> <p>①令和6年3月まで基準緩和型と組み合わせる場合、現行相当も回数の算定であったが、今回の改正で現行相当と基準緩和型の組み合わせは廃止となり、基準緩和の内容を生活援助が中心である場合に置き換えるのか。</p> <p>②置き換えた場合、ケアプランは修正でよいか。</p>	<p>訪問型サービス現行相当（A2）について、令和6年度報酬改定に伴い、以下の単位が新設された。</p> <p>生活援助が中心である場合</p> <p>（一）所要時間20分以上45分未満の場合 287単位（1回につき）</p> <p>（二）所要時間45分以上の場合 220単位（1回につき）</p> <p>①について</p> <p>多様な主体によるサービスの充実を図り、それらのサービス利用について高齢者の選択肢の拡大を図る観点から、生活援助が中心である場合（1回につき）の単位数が新たに設定された。</p> <p>上記のことを踏まえると、適正なケアマネジメントに基づき訪問型サービス現行相当（A2）と訪問型サービス基準緩和型（A7）を組み合わせることは可能である。</p> <p>なお、知立市のスキームを勘案した上で、適切なケアマネジメントにより、現行相当（A2）の生活援助が中心である場合（1回につき）にあたりと判断した場合は、新たに新設された（一）、（二）で算定することが可能である。</p> <p>②について</p> <p>基準緩和型から現行相当の訪問型サービスへ変更する場合は、サービス内容の変更となるため軽微な変更とはせず、ケアマネジメントの一連の過程を行うこと。</p>	<p>・介護最新情報 vol.1210（令和6年3月7日）</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一合事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について（周知）</p> <p>・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年3月15日）</p> <p>・令和6年4月知立市介護予防・日常生活支援総合事業 単位数一覧</p>

更新日	サービス種別	質問票	回答	参考
令和6年 5月10日	介護予防支援・ 介護予防ケアマネ ジメント	指定介護予防支援事業・介護予防ケア マネジメント事業委託業務が委託元 (知立市東部地域包括支援センター) は同じで委託先(居宅介護支援事業所) が変更になった。新たな委託先が開催 したサービス担当者会議に委託元が参 加し情報の共有や意見を伝えるなどの 連携をしている。この場合、委託連携加 算は算定可能か、委託元は変わらない ため初回加算は算定できないでよろし いか。	<p><b>【委託連携加算について】</b></p> <p>必要な情報を居宅介護支援事業所に提供し、居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画書の作成等に協力した場合、当該委託を開始した日に属する月に限り、利用者一人につき1回を限度に算定する。</p> <p>委託連携加算は、適正な情報連携を評価する単位加算であるため、担当者会議等で適正な情報連携等がされているものとして算定することが可能である。</p> <p>(ケアマネジャーがかわっただけや契約変更しただけでは算定要件は満たされないと考えられる。)</p> <p><b>【初回加算について】</b></p> <p>介護予防支援事業を委託している居宅介護支援事業所が変更となった場合、当該介護予防支援事業所として初めて当該利用者を担当するわけではないので、初回加算を算定することはできない。なお、転居等により介護予防支援事業所が変更となった場合は、介護予防支援事業所として初めて当該利用者を担当することになるため、初回加算を算定することが可能である。</p>	<p>・介護最新情報 vol.934 (令和3年3月16日)</p> <p>・介護最新情報 vol.1225 (平成18年3月27日)</p>